

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第28号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則（昭和56年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後							
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本科及び研究科</p> <p> 第1節～第3節 [略]</p> <p> 第4節 授業料の免除（<u>第19条</u>—第23条）</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p> 第4節 授業料の免除</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本科及び研究科</p> <p> 第1節～第3節 [略]</p> <p> 第4節 <u>授業料等の納付及び授業料の免除（第18条の2—第23条）</u></p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p> 第4節 <u>授業料等の納付及び授業料の免除</u> <u>（授業料等減免対象者の認定の申請をした者等に係る授業料の納付）</u></p> <p><u>第18条の2 条例第7条第4項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="831 1189 1458 2047"> <tr> <td data-bbox="831 1189 1038 1621"> <u>条例第7条第3項の申請をした者で同項に規定する授業料等減免対象者の認定（以下「授業料等減免対象者の認定」という。）を受けることができなかったもの</u> </td> <td data-bbox="1038 1189 1206 1621"> <u>条例第7条第1項に規定する額の授業料</u> </td> <td data-bbox="1206 1189 1458 1621"> <u>大学における就学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）第11条第7項の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1621 1038 2047"> <u>授業料等減免対象者の認定を受けた者で当該授業料等減免対象者の認定に係る授業料の減免の額が条例第7条第1項に規定する額より少なくな</u> <u>るもの</u> </td> <td data-bbox="1038 1621 1206 2047"> <u>当該授業料等減免対象者の認定に係る授業料の減免の額と条例第7条第1項に規定する額との差額に相当する額の授業料</u> </td> <td data-bbox="1206 1621 1458 2047"> <u>省令第11条第5項の規定による校長の通知を受けた場合にあっては当該通知を受けた日から起算して1月以内、省令第12条の規定による判定の結果の校長の通知を受けた場合にあ</u> </td> </tr> </table>		<u>条例第7条第3項の申請をした者で同項に規定する授業料等減免対象者の認定（以下「授業料等減免対象者の認定」という。）を受けることができなかったもの</u>	<u>条例第7条第1項に規定する額の授業料</u>	<u>大学における就学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）第11条第7項の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内</u>	<u>授業料等減免対象者の認定を受けた者で当該授業料等減免対象者の認定に係る授業料の減免の額が条例第7条第1項に規定する額より少なくな</u> <u>るもの</u>	<u>当該授業料等減免対象者の認定に係る授業料の減免の額と条例第7条第1項に規定する額との差額に相当する額の授業料</u>	<u>省令第11条第5項の規定による校長の通知を受けた場合にあっては当該通知を受けた日から起算して1月以内、省令第12条の規定による判定の結果の校長の通知を受けた場合にあ</u>
<u>条例第7条第3項の申請をした者で同項に規定する授業料等減免対象者の認定（以下「授業料等減免対象者の認定」という。）を受けることができなかったもの</u>	<u>条例第7条第1項に規定する額の授業料</u>	<u>大学における就学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）第11条第7項の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内</u>						
<u>授業料等減免対象者の認定を受けた者で当該授業料等減免対象者の認定に係る授業料の減免の額が条例第7条第1項に規定する額より少なくな</u> <u>るもの</u>	<u>当該授業料等減免対象者の認定に係る授業料の減免の額と条例第7条第1項に規定する額との差額に相当する額の授業料</u>	<u>省令第11条第5項の規定による校長の通知を受けた場合にあっては当該通知を受けた日から起算して1月以内、省令第12条の規定による判定の結果の校長の通知を受けた場合にあ</u>						

		ては当該通知を受けた日（後期にあっては省令第13条第5項の規定による校長の通知を受けた日）から起算して1月を経過する日又は条例第7条第2項の規定により授業料を納付すべき月の末日のいずれか遅い日まで
授業料等減免対象者の認定を受けた後授業料の減免の額に変更があった者	変更後の授業料の減免の額と条例第7条第1項に規定する額との差額に相当する額の授業料	省令第13条第5項の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内
授業料等減免対象者の認定を受けた者で授業料等減免対象者の認定の効力が停止されたものの	当該授業料等減免対象者の認定の効力が停止した期間に係る授業料	省令第18条第3項第1号の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内

（授業料等減免対象者の認定の申請をした者に係る入学金の納付）

第18条の3 条例第11条第3項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる入学金について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。

条例第11条第2項の申請をした者で授業料等減免対象者の認定を受けることができなかったもの	入学金	省令第11条第7項の規定による校長の通知を受けた日から起算して15日以内
授業料等減免対象者の認定を受けた者で当該授業料等減免対象者の認定	当該授業料等減免対象者の認定に係る入学金の減免の額と入学金の額と	省令第11条第5項の規定による校長の通知を受けた日から起算して15日

に係る入学料の減 免の額が入学料の 額より少なくなる もの	の差額に相当する 額の入学料	以内
--	-------------------	----

(授業料の免除)

第19条 条例第12条の規則で定める特別の理由は、次に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 自然災害のため授業料を納付することが困難な場合

(免除の額)

第20条 免除する授業料の額は、原則として前期分又は後期分の授業料についてその全額又は半額とする。ただし、前条第1号又は第2号のいずれかに該当するときは授業料の年額の12分の1に相当する額に休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月（休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は、当該月）から、休学にあつては復学した日の属する月の前月まで、除籍された場合にあつては前期又は後期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(免除の申請)

第21条 第19条第1号又は第2号のいずれかに該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者（次条及び第23条において「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料免除申請書に市町村長が発行する所得に関する証明書その他の校長が定める書類を添え、原則として、次に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(授業料の免除)

第19条 条例第12条の規則で定める特別の理由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害のため授業料を納付することが困難な場合

(2) [略]

(3) [略]

(免除の額)

第20条 免除する授業料の額は、原則として前期分又は後期分の授業料についてその全額とする。ただし、前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは授業料の年額の12分の1に相当する額に休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月（休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は、当該月）から、休学にあつては復学した日の属する月の前月まで、除籍された場合にあつては前期又は後期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(免除の申請)

第21条 第19条第2号又は第3号のいずれかに該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者（次条及び第23条において「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料免除申請書に災害により被害を受けたことを証する書類その他の校長が定める書類を添え、原則として、次に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 農業大学校条例の一部を改正する条例（令和元年岩手県条例第35号。以下「一部改正条例」という。）附則第4項の規定に基づき授業料を免除する場合において、当該免除の申請等については、この規則による改正前の農業大学校条例施行規則第21条から第23条までの規定の例による。
- 前項の場合におけるこの規則による改正後の農業大学校条例施行規則第18条の2の左欄に掲げる者の授業料の納付については、同条の規定を準用する。この場合における当該者が納付すべき授業料は、同条の中欄に掲げる授業料の額と一部改正条例附則第4項に基づき免除された授業料の額との差額に相当する額の授業料とする。